



# 島根県報

令和2年7月27日（月）

第 126 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

**【規 則】**

生活保護法施行細則の一部を改正する規則 (地 域 福 祉 課) 2

**【告 示】**

生活保護法の規定による介護機関の指定 (地 域 福 祉 課) 3

生活保護法の規定による指定介護機関の所在地変更の届出 ( " ) 3

生活保護法の規定による指定介護機関の名称及び所在地変更の届出 ( " ) 3

生活保護法の規定による指定介護機関の事業廃止の届出 ( " ) 4

卸売市場法の規定による地方卸売市場の認定 (水 産 課) 4

**【公 告】**

特定計量器の定期検査の実施 (商 工 政 策 課) 5

公共測量の実施（2件） (技 術 管 理 課) 5

公布された条例等のあらまし

◇生活保護法施行細則の一部を改正する規則（規則第68号）

1 規則の概要

様式の整理（様式第6号関係）

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

**規 則**

生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年7月27日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第68号

生活保護法施行細則の一部を改正する規則

生活保護法施行細則（平成12年島根県規則第75号）の一部を次のように改正する。

様式第6号表面中

「

病 床 数	一 般	床 ( 床)	結 核	床 ( 床)
	療 養	床 ( 床)	感 染 症	床 ( 床)
	精 神	床 ( 床)		
健康保険法による指定	有・指定申請中		有 効 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による指定	有・無・指定申請中		年 月 日指定（申請）	
生活保護法第49条の3第4項において規定する診療所又は薬局の該当の有無	有・無	左欄の「有」に該当する場合で、開設者以外に診療又は調剤に従事している医師、歯科医師又は薬剤師がいる場合、その医師、歯科医師又は薬剤師の氏名		

を

「

健康保険法による指定	有・指定申請中	有 効 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
生活保護法第49条の3第4項において規定する診療所又は薬局の該当の有無	有・無		

」

に改め、同様式裏面記載要領中6を削り、7を6とし、8を削り、9を7とし、同様式裏面記載要領の10中「であり、②に該当する場合には、診療又は調剤に従事している医師、歯科医師又は薬剤師の氏名を記載してください」を「です」に改め、同様式裏面記載要領中10を8とし、11を9とする。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

### 島根県告示第484号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の3第1号の規定により告示する。

令和2年7月27日

島根県知事 丸 山 達 也

事業者		実施する事業	事業所		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地	
有限会社 高村	益田市戸田町イ978番地3	居宅介護支援事業	輝ららのさんぼ道 居宅介護支援事業所	益田市遠田町2291番地	令和2年5月13日

### 島根県告示第485号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の所在地の変更の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和2年7月27日

島根県知事 丸 山 達 也

事業者		実施する事業	事業所			変更年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地		
				変更前	変更後	
社会福祉法人 旭豊福祉会	浜田市旭町今市1039番地	居宅介護支援事業	ケアひだまり	浜田市旭町今市1039番地	浜田市旭町今市616番地	令和2年4月1日

### 島根県告示第486号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の名称及び所在地の変更の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和2年7月27日

島根県知事 丸 山 達 也

事業者		実施する事業	事業所				変更年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称		所在地		
			変更前	変更後	変更前	変更後	
有限会社 ド	大田市久手町刺鹿1831	通所介護	かじ山荘デ	ドリームデ	大田市久手	大田市久手	平成28年

リームシステム		イサービスイ	いろいろ	町波根西	町刺鹿2194	6月1日
ム		センター		1941番地1	番地1	

## 島根県告示第487号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和2年7月27日

島根県知事 丸山達也

事業者		廃止する事業	事業所		廃止年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地	
社会福祉法人 雲南市社会福祉 協議会	雲南市三刀屋町三刀屋 1212番地3	通所介護	ふれあいセンター 通所介護事業所	雲南市掛合町入間 482番地3	平成19年5月31 日

## 島根県告示第488号

卸売市場法（昭和46年法律第35号）第13条第5項の規定により、次のとおり地方卸売市場の認定をしたので、同条第6項の規定により告示する。

令和2年7月27日

島根県知事 丸山達也

開設者		地方卸売市場			認定年月日
名称	住所	名称	位置	取扱品目	
漁業協同組合 J F しまね	松江市御手船場町 575番地	松江水産物地方卸 売市場	松江市朝日町2013 - 4	生鮮水産物、魚介 類等の生鮮食料品 及びその他水産物	令和2年7月10日
漁業協同組合 J F しまね	松江市御手船場町 575番地	益田水産物地方卸 売市場	益田市高津八丁目 1-15	生鮮水産物、魚介 類等の生鮮食料品 及びその他水産物	令和2年7月10日
漁業協同組合 J F しまね	松江市御手船場町 575番地	浜田水産物地方卸 売市場	浜田市原井町3025	生鮮水産物、魚介 類等の生鮮食料品 及びその他水産物	令和2年7月10日
漁業協同組合 J F しまね	松江市御手船場町 575番地	大社水産物地方卸 売市場	出雲市大社町杵築 北3533番地	生鮮水産物、魚介 類等の生鮮食料品 及びその他水産物	令和2年7月10日
漁業協同組合 J F しまね	松江市御手船場町 575番地	J F しまね大田水 産物地方卸売市場	大田市静間町1642	生鮮水産物、魚介 類等の生鮮食料品 及びその他水産物	令和2年7月10日

公

告

計量法（平成4年法律第51号）第19条の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施するので、同法第21条第2項の規定により公告する。

令和2年7月27日

島根県知事 丸 山 達 也

1 定期検査の対象となる特定計量器

計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項第1号の非自動はかり（同令第5条第1号又は第2号に掲げるものを除く。）、分銅及びおもり

2 実施する定期検査

- (1) 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項第1号又は第3号の規定に該当する特定計量器の検査

検査 期 日	検査 場 所	検査 区 域
11月13日から12月4日まで	特定計量器の所在の場所	大田市、川本町、美郷町

備考 この検査を受けようとする者は、特定計量器検定検査規則第39条第2項の規定による所在場所定期検査申請書を提出すること。

- (2) 特定計量器検定検査規則第39条第1項第2号、第4号又は第5号の規定に該当する特定計量器の検査

検査 期 日	検査 場 所	検査 区 域
9月7日から11月20日まで	特定計量器の所在の場所	大田市、川本町、美郷町

備考 この検査を受けようとする者は、特定計量器検定検査規則第39条第2項の規定による所在場所定期検査申請書を提出すること。

- (3) (1)又は(2)に該当しない特定計量器の検査

市 町 村	検査 期 日	検査 時 間	検査 場 所
大田市	9月1日	13時30分から16時まで	大田市役所
	9月2日	10時から16時まで	
	9月3日	9時30分から15時30分まで	
	9月4日	9時30分から14時まで	
	9月8日	13時から16時まで	
	9月9日	9時30分から15時30分まで	
	9月10日	9時30分から16時まで	
9月11日	9時から15時30分まで		
美郷町	9月15日	9時30分から15時30分まで	美郷町役場
川本町	9月16日	9時30分から16時まで	川本町役場

備考 受付時間は、上記検査時間のうち12時から13時までの間を除く時間とする。

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について浜田県土整備事務所長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和2年7月27日

島根県知事 丸 山 達 也

1 作業種類

公共測量（基準点測量）

2 作業期間

---

令和2年6月25日から令和3年3月17日まで

3 作業地域

浜田市金城町及び佐野町地内

---

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について県央県土整備事務所長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和2年7月27日

島根県知事 丸 山 達 也

1 作業種類

公共測量（基準点測量）

2 作業期間

令和2年6月25日から同年12月18日まで

3 作業地域

邑智郡邑南町鱒淵地内